

平成30年11月21日
第94回運営委員会
資料1-1(一部抜粋)

平成31年度保険料率について

平成31年度保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの平成29年度決算は、収入が9兆9,485億円、支出が9兆4,998億円、収支差は4,486億円と、収支差は前年度に比べてマイナス500億円となったものの、準備金残高は2兆2,573億円で給付費等の3.1か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会においては、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、日本年金機構における適用対策、後期高齢者支援金の総報酬割への移行などの効果によるものと考えられる。
- ✓ 一方で、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれており、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」（詳細はP.6、7参照）

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

《現状・課題》

- ✓ 激変緩和措置の解消期限は、「平成32年3月31日」（平成31年度末）とされている。これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成30年度の激変緩和措置率は7.2/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。なお、平成30年度から本格実施（保険料率にも反映）するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。

【論点】

- 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

3. 保険料率の変更時期

《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 平成31年度保険料率の変更時期について、平成31年4月納付分（3月分）からでよいか。

平成 30 年度保険料率について

平成 29 年 12 月 19 日

全国健康保険協会運営委員会

本委員会においては、本年 9 月から 4 回にわたり、協会の近年の財政状況、5 年収支見通しや今後の保険料率のシミュレーション、医療保険制度全体の動向なども踏まえて議論を行ってきた。また、支部評議会においても同様に議論が行われた。その意見の概要は別紙のとおりである。これらを踏まえ、当委員会における平成 30 年度保険料率に係る議論について、以下のとおり整理する。

1. 平均保険料率

- 平成 29 年度保険料率に係る本委員会の議論の整理（平成 28 年 12 月 6 日に開催の本委員会資料 1 - 1 参照）においては、法令上、黒字基調の場合の協会けんぽの保険料率の設定には裁量の幅があることから、財政の状況について、短期で考えるか中長期で考えるかは選択の問題であることが確認された。
- また、近年の協会けんぽの財政状況については、平成 28 年度決算において、被保険者数の大幅な増加や診療報酬のマイナ改定等の制度改正といった一時的要因により 4,987 億円の黒字決算となり、準備金残高は 1 兆 8,086 億円、保険給付費等の 2.6 か月分という状況になっている。
- 一方で、協会けんぽでは、一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額の上回るといふ財政の赤字構造が依然として解消しておらず、団塊の世代が後期高齢者となっている 2025 年を見据えれば、今後高齢者医療費への拠出金が増大することも見込まれる。
- さらに、平均保険料率を維持した場合と平成 30 年度から引き下げた場合の今後の保険料率のシミュレーションが事務局から新たに示され、いずれの場合においても、長期的に見た場合の保険料率の上昇が見込まれ、平成 30 年度から保険料率を引き下げた場合には、より早い時期に保険料率を引き上げざるを得ない見込みが示された。

○本委員会ではこのような現状を踏まえて議論を行い、以下のような意見があった。

【平均保険料率について】

- 今後も一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額の上回る構造は変わらないと思われるとともに、また、高齢化に伴い高齢者医療への拠出金の増大も予測されるなか、特に2025年度以降に保険料率を大幅に上げざるをえない状況になるのではないかという懸念があることから、長期的スパンで保険財政を考えた方が良く、平均保険料率10%は維持すべき。
- 一度保険料率を引き下げ、数年後に保険料率を引き上げた場合、加入者・事業主が感じる負担感は非常に大きい。平均保険料率10%は、限界に近いものがある。
- 赤字の健康保険組合が500以上あり、保険料率10%以上の健康保険組合も増加する一方で、協会けんぽが保険料率を引き下げるとはバランスを欠く。
- 一度保険料率を引き下げても数年間は財政を維持できるようであれば、引下げを行うべき。
- 中小企業の経営を考慮し、準備金が増加していく場合には、少しは保険料率を引き下げる気持ちがないといけない。
- 5年先10年先の状況の変化は読みづらいため、引き下げられる時は引き下げ、状況に応じて引き上げるといった形でもよいのではないか。

【保険料率を考えるに当たっての留意点について】

- 公的医療保険は単年度収支均衡が原則である一方、協会けんぽは国庫補助を受けていることから、その持続可能性や安定的運営を十分考慮する必要がある。
- 協会けんぽ発足前には、保険料率の引下げにより国庫補助が減額されるという事態が起こっているので、保険料率の引下げは慎重に考えなければならぬ。

2. 都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置

平成30年度の激変緩和率は7.2/10に引上げることで特段の異論はなかった。

3. 保険料率の変更時期

平成30年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

平成30年度の保険料率について ＜支部評議会における主な意見＞

意見の概要

1. 30年度の平均保険料率について

- | | |
|-------------------------|-------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 14 支部 |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 19 支部 |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 14 支部 |

2. 30年度の激変緩和措置について

- | | |
|--------------------------------|-------|
| ① 激変緩和措置を早期に解消するべきという支部 | 0 支部 |
| ①と②の両方の意見のある支部 | 1 支部 |
| ② 激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部 | 35 支部 |
| ②と③の両方の意見のある支部 | 0 支部 |
| ③ 激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにするべきという支部 | 8 支部 |
| その他 (①と③に意見が分かれた支部) | 1 支部 |

(「意見なし」等が2支部)

3. 保険料率の変更時期について

- | | |
|--------------------|-------|
| 4月納付分からの改定が望ましい | 45 支部 |
| うち、その他の意見もある支部(再掲) | 4 支部 |

(「意見なし」が2支部あり)

4. その他

30 支部

※ 第86回運営委員会(9/14)後に開催された47支部の評議会(10/4～11/6)の中で出された主な意見として支部から提出されたものを整理した。

第89回全国健康保険協会運営委員会（29年12月19日）

発言要旨

（理事長）

- 平成30年度保険料率については、本委員会において9月以降4回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げます。
- 今回の議論に当たり、先ほどの資料1にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかお選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。
- これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考える。
- 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。
- また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんだこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。
- 以上を踏まえ、協会としては、平成30年度の保険料率については10%を維

持したいと考える。

○ なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分から持したいと考えている。

○ 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスリップ、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

平成31年度の保険料率に関する支部評議会の意見

平成30年10月から11月にかけて開催した各支部の評議会での意見については、必ず提出を求めていたこれまでの取扱いを変更し、理事長の現時点における考え(状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	9支部
意見書の提出あり	38支部
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	18支部
② ①と③の両方の意見のある支部	13支部
③ 引き下げるべきという支部	6支部
④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし)	1支部

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

平成 31 年度保険料率に関する評議会での意見(神奈川支部)

平成 30 年 10 月 25 日に開催した評議会での議論を踏まえ、次の意見について報告します。

【評議会意見】

- 財政は中長期的な安定運営が望ましいため、平均保険料率は 10%を維持するべき。
- 激変緩和措置の解消については予定通り 1.4/10 引き上げるべき。
- 保険料率の変更時期については平成 31 年 4 月納付分からとするべき。

【事業主代表】

- 保険料率について中長期的な観点で見ると短期的な観点で見るとかという論点は、毎年あまり変わっていない。運営委員会において理事長から、中長期的な視点で保険料率を考えたいとの発言があったとのことだが、今後も中長期的な視点で考えるということであれば、社会保険制度等の大きな改革があれば別だが、そうでないならば今年も保険料率は据え置いたほうが良い。
- 中長期的な観点で見ると、保険料率の議論は毎年行うのではなく、3年から5年毎に行うという考えも取り入れたほうが良いのではないか。
- 社会保険制度は長期的な安定運営が大事だと思っている。

平成31年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1. 平均保険料率

- 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。
- 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。
- 2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。
- 医療機関等への受診者の増加及び1人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増加に起因するところが多い。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることに疑問を感じる。
- 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。
- 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられないことがないよう、国に訴えていかなければならない。
- 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3. 保険料率の変更時期

平成31年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなかった。

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 拠出金等対前年度比 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ▲ 5 } + 1,450 </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;"> + 1,455 } + 206 </div> </div> ○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 31年度均衡保険料率： 9.46%
	老人保健拠出金	0	-	-	
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	
準備金残高		22,573	27,979	33,169	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57% 31年度保険料率： 1.73% 納付金対前年度比 ⇒ + 122
	国庫補助等	1,174	879	504	
	その他	0	0	0	
	計	9,854	9,545	10,673	
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

平成31年度協会けんぽ神奈川支部保険料率の見込み

健康保険料率

現 行
9.93%

平成31年4月納付分から
9.91%

(参考) 激変緩和率

現 行
7.2 / 10

平成31年4月納付分から
8.6 / 10

介護保険料率

現 行
1.57%

平成31年4月納付分から
1.73%

- 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)、健康保険料に介護保険料が加わります。
- 健康保険料と介護保険料は、労使折半です。

○ 都道府県単位保険料率の計算方法

都道府県単位保険料率は、第1号都道府県単位保険料率、第2号都道府県単位保険料率及び第3号都道府県単位保険料率を合算したもののから、収入等見込額相当率を減じて計算。

都道府県単位保険料率

$$\begin{aligned} &= \text{第1号都道府県単位保険料率} + \text{第2号都道府県単位保険料率} \\ &+ \text{第3号都道府県単位保険料率} - \text{収入等見込額相当率} \end{aligned}$$

- ・ 第1号都道府県単位保険料率 …… 医療給付に要するもの。
年齢調整、所得調整を加え、さらに激変緩和措置を講じる。
- ・ 第2号都道府県単位保険料率 …… 現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金にかかるもの。
全国一律に賦課される。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率 …… 一般管理費、準備金積み立て等のほか特別計上、前々年度の精算分等を含めたもの。
- ・ 収入等見込額相当率 …………… 日雇特例保険料収入、雑収入等のうち協会が定めるもの。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

※都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率
(20年9月まで)

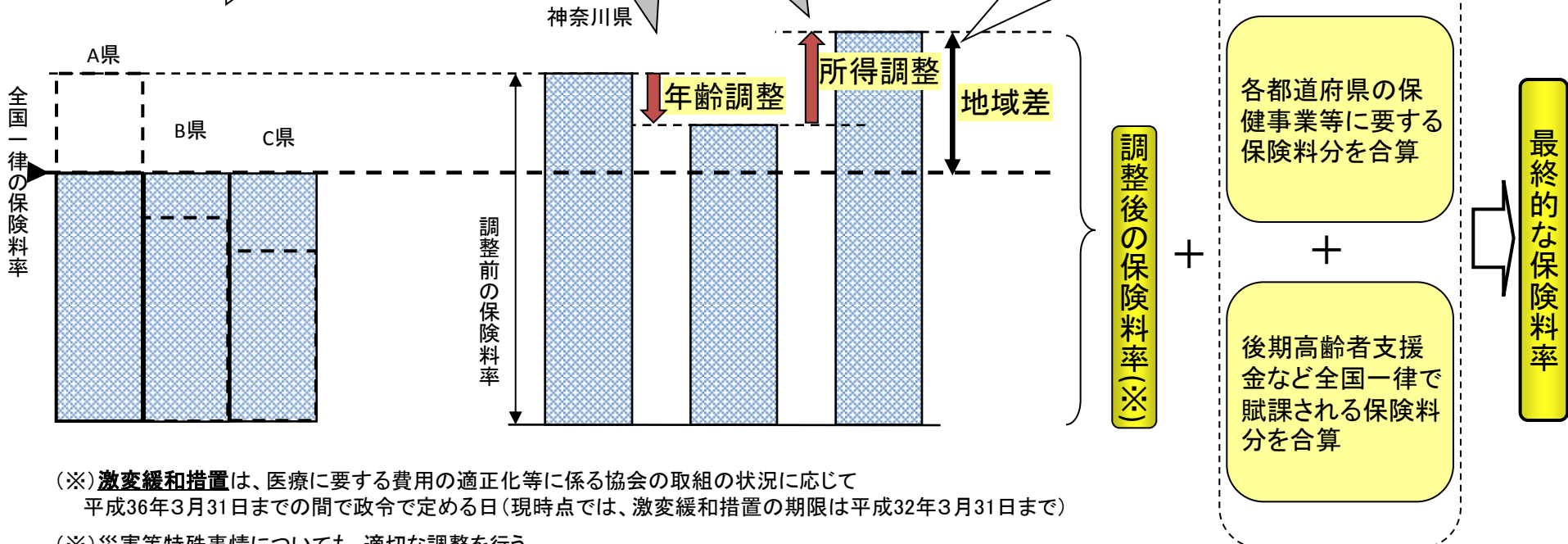
都道府県単位保険料率(20年10月から) : 年齢構成が高く、所得水準の高い神奈川県例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

※ 第1号都道府県単位保険料率にかかる年齢調整・所得調整について

都道府県毎に地域の医療費や所得水準をそのまま保険料率に反映させた場合には、年齢構成の高い県ほど、医療費が高く、保険料率が高くなります。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料が高くなります。

このため、協会けんぽにおける都道府県毎の保険料率の設定に当たっては、地域の医療費や所得水準の違いがそのまま反映されるのではなく、相互扶助と連帯の観点から、年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いに起因する財政力の差は都道府県間で相互に調整した上で、保険料率を設定することとなっています。

神奈川支部については、年齢構成が高いため「年齢調整」については保険料率を下げる方向に調整されますが、所得水準が高いため「所得調整」については保険料率を上げる方向に調整されます。

※ 都道府県単位保険料率の激変緩和措置について

都道府県毎に保険料率への移行に当たっては、その円滑な移行を図るため、平成32年3月末までの間、激変緩和措置を講じた上で、保険料率を設定することとなっています。

激変緩和措置の具体的内容は、国の政令で定められており、実際の保険料率と全国平均の保険料率との差が調整されます。

厚生労働大臣告示で、平成30年度に適用される激変緩和率は 7.2/10 と定められています。

平成31年度に適用される激変緩和率は 8.6/10 となる見込みです。

都道府県単位保険料率の算定について（平成31年度見込み）

○下記数値は、激変緩和率及び特別計上の最終的な予算額が平成31年1月中下旬に確定するため、暫定版である。

（激変緩和率は10分の 8.6 、特別計上の額は平成30年12月25日付事務連絡において各支部へ通知した整理結果の数値をもとに算定している。）

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整 (b)		医療給付費に ついての調整後の 所要保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a + b + 4.82)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算前) (c)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算後) (c + α)
		年齢調整	所得調整				
全国計	5.18	—	—	5.18	10.00	—	—
14 神奈川	4.64	▲ 0.03	0.47	5.08	9.90	9.91	9.91

（注）・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の所要保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.46%）、前期高齢者納付金等（3.53%）、保健事業費等（0.89%）、その他収入（▲0.06%）に係る合計の保険料率（4.82%）を加算したものである。

・保険料率（c）は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の 8.6 と
なるよう調整した上で、全国一律の保険料率4.82%を加算したものである。

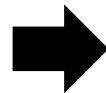
・保険料率（c + α）は、保険料率(c)には含まれていない、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び
支部ごとの特別計上分を含めて算定したものである。

☆ 神奈川支部保険料率

○激変緩和措置後の神奈川支部健康保険料率

平成30年度

9.93 %



平成31年度

9.91 %

○介護保険料率

平成30年度

1.57 %



平成31年度

1.73 %

○変更時期

平成31年3月分（平成31年4月納付分）から

☆ 神奈川支部の年齢調整と所得調整及び特別計上分

①年齢調整の算定式

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{①年齢調整額}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{全国平均の加入者1人当たり給付費} \\ \times \\ \text{神奈川支部の加入者数} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{全国平均の年齢別の加入者1人当たり給付費} \\ \times \\ \text{神奈川支部の年齢階級別の加入者数} \end{array}} \\
 \blacktriangle 1,258,805,143 \text{ 円} = 199,045,499,570 \text{ 円} - 200,304,304,713 \text{ 円}
 \end{array}$$

②所得調整の算定式

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{②所得調整額}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{全国の医療給付費の総計} \\ \times \\ \text{神奈川支部の総報酬金額} \\ \div \\ \text{全国の総報酬金額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{全国平均の加入者1人当たり給付費} \\ \times \\ \text{神奈川支部の加入者数} \end{array}} \\
 19,872,239,877 \text{ 円} = 218,917,739,447 \text{ 円} - 199,045,499,570 \text{ 円}
 \end{array}$$

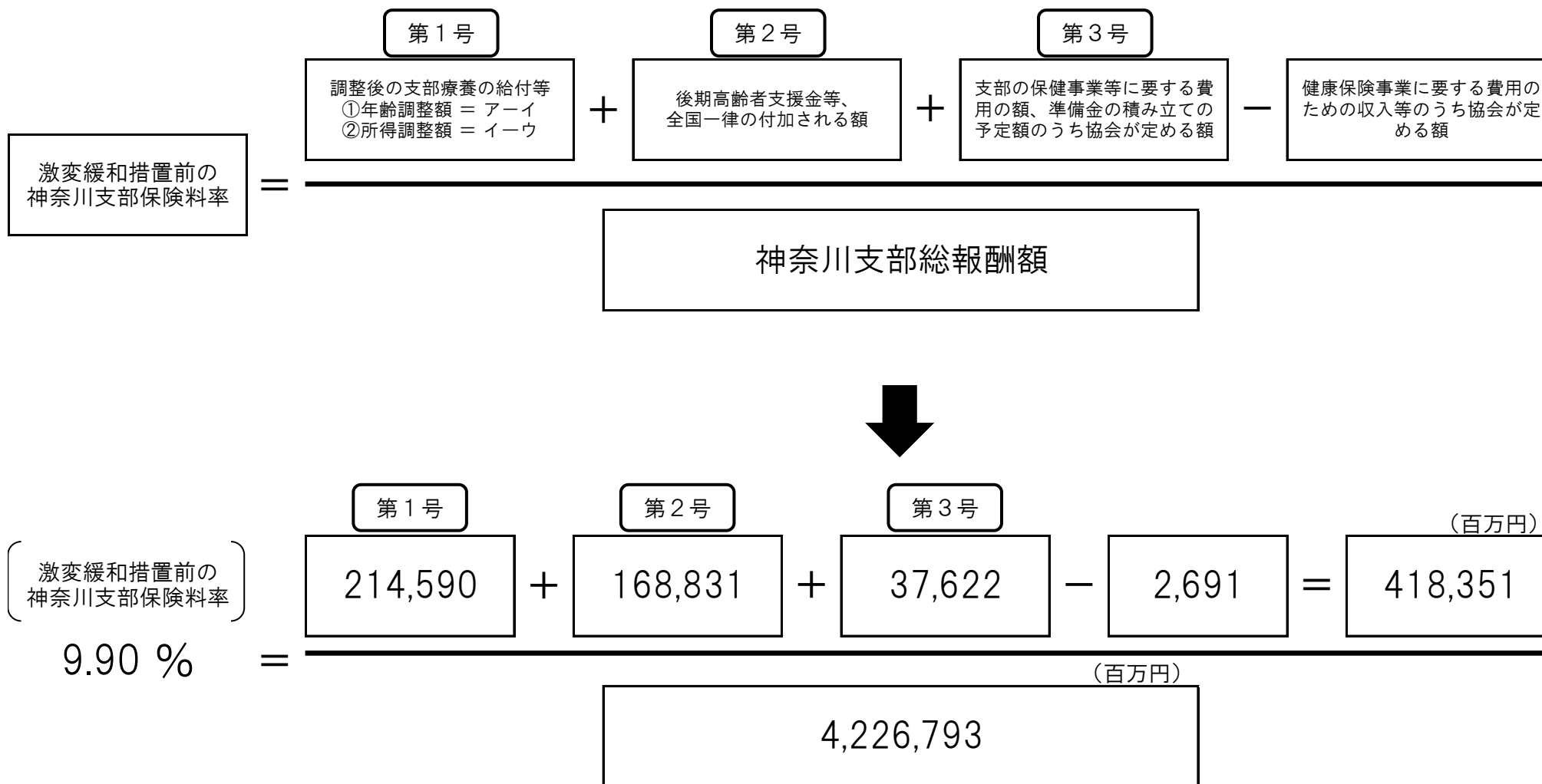
③調整後の額

$$\begin{array}{l}
 \text{調整後の支部療養の給付等} \\
 214,590 \text{ 百万円} = \text{支部療養の給付等} \\
 195,976 \text{ 百万円} + \text{①年齢調整額} \\
 \blacktriangle 1,259 \text{ 百万円} + \text{②所得調整額} \\
 19,872 \text{ 百万円}
 \end{array}$$

④特別計上の算定式

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{B. 第3号保険料率の特別計上分 (0 千円)}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{神奈川支部特別計上額} \\ \div \\ \text{神奈川支部の総報酬金額} \\ \times \\ 100 \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} 0 \text{ 千円} \div 4,226,792,620,155 \text{ 円} \\ \times 100 = 0 \text{ 円} \end{array}}
 \end{array}$$

☆ 神奈川支部の基本保険料率



※端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

☆ 激変緩和措置の算定について

◎第1号保険料率について（激変緩和措置の対象料率）

$$\text{第1号保険料率} = \frac{\text{神奈川支部療養の給付等 214,590 百万円}}{\text{神奈川支部総報酬額 4,226,793 百万円}} \times 100 = \text{神奈川支部第1号保険料率 5.08 \%}$$

◎調整後の保険料率

	全国料率 (%)	全国額 (百万円)	神奈川支部料率 (%)	神奈川支部額 (百万円)	神奈川支部料率 (激変緩和後・%)	神奈川支部額 (激変緩和後・百万円)
第1号保険料率	5.18	5,000,881	5.08	214,590	5.09	215,195
共通料率 (A + B - C)	4.82	4,654,658	4.82	203,762	4.81	203,513
A. 第2号保険料率	3.99	3,856,710	3.99	168,831	3.99	168,831
B. 第3号保険料率	0.89	859,425	0.89	37,622	★ 0.88	★ 37,374
C. 収入等の率	0.06	61,477	0.06	2,691	0.06	2,691
第1号保険料率 + 共通料率	10.00	9,655,539	9.90	418,351	9.91	418,709

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

★ 平成29年度収支差 248百万円 (0.0059 %) は「第3号保険料率・額」に含まれている。
 特別計上分 0千円 (0.00000%) は計画案のため表に含んでいない。

9.90605810486717

全国第1号
保険料率
5.18 %

-

$$\begin{aligned} & (\text{全国第1号保険料率} - \text{神奈川支部第1号保険料率}) \times 8.6 / 10 \\ & (5.18 \% - 5.08 \%) \times 8.6 / 10 = 0.088 \% \end{aligned}$$

=

激変緩和措置後神奈川支部
第1号保険料率
5.09 %

+

神奈川支部
第2号保険料率
3.99 %

+

神奈川支部
第3号保険料率
0.88 %

+

第3号に係る特別計上分の
神奈川支部保険料率(案)
0.00 %

-

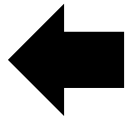
収入等の保険料率
0.06 %

=====
=====

合計
9.91 %

☆激変緩和措置後の神奈川支部保険料率☆

神奈川支部 : 9.91 %



※端数処理のため、計数が整合しない場合がある。